

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年8月6日（火）16:00～16:27
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	阿曾沼 元博	順天堂大学客員教授、医療法人社団澁志会社員・理事
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 国家戦略特別区域諮問会議とワーキンググループの連携について
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、お時間になりましたので、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日の議題ですが、「国家戦略特別区域諮問会議とワーキンググループの連携について」でございます。

本日は、内閣府から、説明資料が提出されております。資料及び議事については、公開予定となっております。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を内閣府より5分程度で行い、その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 本日は、委員の皆様、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

今日の議題は、「国家戦略特別諮問会議とワーキンググループの連携について」をお諮りするということでございます。

本件につきましては、今年6月の国家戦略特別区域諮問会議に民間議員から提出しました、今日の資料の6ページ、「国家戦略特区の今後の進め方について」の中で、特区諮問会議に付議される議題について、諮問会議とワーキンググループが連携し、取組方針等に係る相互の共通認識を適宜確認し、円滑な運営が行えるよう求めたということに基づいて、内閣府で検討を進めてきました。

この件につきまして、早速、地方創生推進事務局から、御説明をお願いいたします。

○水野参事官 ありがとうございます。

それでは、資料に従いまして、御説明させていただければと思います。

今投映させていただいております1ページ目でございます。今、座長からお話がありましたように、本年6月の諮問会議の民間議員ペーパーの御指摘を踏まえまして、その連携を深めるということでございます。

2(2)で、諮問会議議員の希望があれば、ワーキンググループヒアリングへの出席を可能にしてはどうかというものでございます。これが主な点でございますが、そのほかにも、いくつか、修正を検討しております。

2点目は、2(3)になります。提案者以外でもこのヒアリングに参加できるという部分に関しての修正でございますが、従来、陪席者に関しましては、発言は認めないとなっておりますが、ここの部分は、同席、発言も可とするとともに、参加する対象を広げるという意味におきまして、有意義な議論に資すると見込まれる場合には、座長の判断により、提案者以外の者が参加・同席することができるという形での修正を御提案させていただきます。

3点目は、主に3(1)あるいは(2)に関する内容でございます。ワーキンググループヒアリングの後、速やかに公表する議事要旨と4年後を目途に公表する議事録につきましては、近年、同じ内容のものとなっております。このため、事務の効率化の観点から、これらを議事録に統一いたしまして、会議後、速やかにこの議事録を公表するとしてはどうかと考えております。

続きまして、4点目は、その直下の3(4)になります。議事録の公表に時間を要する場合あるいは提案者の利益が損なわれる場合等々にありましては、議事録に代えまして議事要旨の公表を行うことによって代替することとしてはどうかと考えております。

やや技術的な点になりますが、5点目、戻って1になります。この運営細則の根拠は、現行規定では国家戦略特区ワーキンググループ運営要領第4条及び第5条を引いておりますが、第4条に関しましては、ワーキンググループヒアリングではなく、ワーキンググル

ープ本体に関する審議内容の公表に関する内容となっております。したがって、この部分を削除し、本細則を規定する根拠となっております第5条からこの細則を規定する形に変えてはどうかと考えております。

以上5点でございますけれども、それに加えまして、先ほど3点目で申し上げました3(1)と(2)の部分でございますが、現行の運営細則の下では、ヒアリングの終了後、議事録については4年後を目途に公表するとなっております。したがって、今般お諮りさせていただく運営細則を御了承いただいた後も、直近4年間のワーキンググループヒアリングの議事録に関しましては、この規定が引き続き適用されて、今後4年間、直近4年間の議事録を公表しなければなりません。しかしながら、これらの内容が同じであるということが運営実態となっておりますので、本改正以前の直近4年間のワーキンググループヒアリングに関しましては、公表済みの議事要旨と同等の内容である議事録につきましては、現行の運営細則によらず、今回の改正の趣旨に従って対応いたしたいと思っております。この点については、特段この運営細則に書き込むことなく、この場で先生方にお諮りし、御審議いただければと考えております。

以上、少し長くなりましたけれども、私からの説明となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見があれば、お伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員から、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

まず、今回の修正内容は、これまでの議事録等について、運用内容を踏まえて実態に合った形とし、かつ、2種類あると分かりにくくなる部分について、改善するためのものということかと思っております。このため、これまでと同様に、適切に議事録を作って公表できていくことは、良いことではないかと思っております。

また、ヒアリングの同席についても、特区諮問会議議員の先生方は、もちろんWGと共通になっている方々もおられますが、諮問会議だけの議員になられている先生方も、それぞれ有益な知見をお持ちの先生方だと思っております。このため、是非積極的に御参加いただきたいと思っておりますし、その他の方についても、実際にどういう方が想定されるかということはあるかと思っておりますが、規制改革推進会議などでも有識者の方を呼んで1回ごとのゲストにすることもあるかと思っております。こういったところも、工夫をしていくという意味で、よい内容なのではないかと思いたしました。

私は、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、安念委員、お願いします。

○安念委員 ありがとうございます。

趣旨は全く結構だと思うのですが、少し伺いたいことがありまして、改正案の「2 ヒアリング」の(2)、「ヒアリングでは特段の支障が無い限り、国家戦略特別区域諮問会議議員の同席を認めるものとする」と書いてあって、「認めるものとする」というすごい上から目線で書いているのだけれども、私の感覚では、諮問会議との関係では、我々、つまり、ワーキンググループは、何と言ったらいいかな、「家来」と言うと変ですが、そういう位置付けなのかなと思っていました。その認識がそもそも正しいのかどうか、誰か教えてください、ありがたいなと。

仮に「家来」という言い方が変だとしても、諮問会議はすごく偉い人が並んでいるわけだから、出席を認めるものとするとかとこっちは偉そうに言っても、本当に出てくれるものなのかという疑問があるのですけれども、これは何かお見通しみたいなものはありますでしょうか。教えていただければと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

多分、後者の部分については、諮問会議の議員の希望がある場合に御出席していただくということに実態上の運営はなるかと思えますけれども、前者につきましては、「家来」かどうかは分からないのですけれども、事務局のほうが正確な答えができるかと思えますので、事務局から、お答えください。

○水野参事官 ありがとうございます。

「家来」という言葉をいいかどうかはあれなのですが、確かに、ワーキンググループは諮問会議の全体の下にあるものと御理解いただければと思います。言葉として、「認める」・「認めない」ということが、語感として、上から目線だという御指摘をいただいたかと思うのですが、あくまでも、これは、下部機関でありながら、一つ、独立したと言いますか、会議体としての表現という御理解をいただければと思っております。

○安念委員 ありがとうございます。

別に表現ぶりに文句があるという意味では全然ありません。前々からもやもやとしていたところを整理していただいて、ありがとうございます。

以上です。

○水野参事官 ありがとうございます。

○中川座長 菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今のところなのですが、「私が」というか、「私も」だと思いますけれども、元々諮問会議とワーキングとの関係は気になっていました。途中から兼務させていただいており、ワーキングで数多くの会合をこなしていますが、ほかのワーキングに参加していない議員の方は、おそらく、WGの内容は諮問会議の直前しか詳しい報告はなく、参加しているようだったので、もう少しワーキングとの関係性を持ったほうがいいと思い、民間議員ペーパーにも入れていただきながら、今回、改定していただいたと認識しております。

その際に、今、安念委員が御指摘された諮問会議とワーキングの関係性によると思いますが、「特段の支障が無い限り」の意図していることを教えていただけないでしょうか。また、「独立」という言葉がありました、それぞれが独立しているならば、また関係性の考え方が違ってくると思いますので、この言葉が意図しているものは何かということ。

(3)は、当初書いてあった文章が想定していた対象と今回の対象が変わっているのではないかと思います。今回の改正のほうは(2)を意識したものとして書いていると思いますが、前回のものは、おそらく、あくまでも提案者の希望という話になっていることだったと思います。(2)と(3)がロジカルにつながった形で改正されていることは良いですが、以前の提案者から云々というところの対応については、今後、どう考えていくのかを御説明いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○中川座長 事務局から、お願いします。

○水野参事官 御指摘をありがとうございます。

まず、1点目、2(2)の「特段の支障」ですが、基本的には、こういったことは生じないのだろうと考えております。ただ、理論上あり得るかもしれないということで申し上げますと、諮問会議の先生方がまさにその議案の利害関係者である場合の判断をどうするかということなどは考え得るケースではないかと考えております。

2点目でございます。御指摘のとおり、従来は、「提案者の希望に従い」ということで、あくまでも提案者の希望が出発点としてないとそもそも提案者以外の者が同席できないとなっておりますが、先ほども御指摘いただきましたとおり、例えば、規制改革推進会議のように様々な有識者の方々がその都度御参加されるという形式もあるだろうということで、そういったケースもにらみつつ、同席できる方の範囲を広げてはどうかということでございます。その中には、当然、従来の「提案者の希望に従い」という方々も含めて、つまり、反対論者の反対のためだけの議論とか、特にその議論に有益な者ではないのですけれども強い主張だけをするためだけに出てくるような方々は、あまり建設的な議論に資さないであろうということで、あくまでも「有意義な議論に資すると見込まれる場合」という限定を付けた形で、対象に関しては、今回、提案者の希望を条件としない形で御提案させていただいているということになります。

○菅原委員 ありがとうございます。

そうすると、ワーキンググループのメンバーであっても、その提案内容によっては利害関係者になり得る場合は、今回の「特段の支障が無い限り」という諮問会議議員と同じ扱いなのだと思いますが、それは別途規則で書いてあったのでしょうか。質問です。

○水野参事官 今御指摘の点については、特段規定をしていないと理解しております。そのあたりは、運営上、対応していくということもあるかとは思いますが、先生方におかれては、いかがでしょうか。

○菅原委員 参考までに、規制改革会議のワーキングでは、例えば、私が利害関係者にな

ったときは、その会議での立場を明確にして、あくまでも利害関係者としてではない者としての発言は認められたケースと、会議では発言権はなくオブザーバーにとどまるという対応をした記憶があります。

○水野参事官 ありがとうございます。

その意味では、この「特段の支障が無い限り」に関しては、そもそも一例としてそういうこともあり得るかもしれないということで申し上げたのです。想定されないことも含めて、アンノウンな部分を考えて、こういった形で入れております。そういう意味でいきますと、今の御指摘のとおり、このワーキングヒアリングにおきましても、規制改革推進会議の事例としておっしゃられたことも念頭に、その場合には、わざわざ規定に書くかどうかということも含めて、御指摘いただいた点につきましては持ち帰り検討させていただければと思います。

○中川座長 今、事務局からお答えがありましたけれども、菅原委員がおっしゃった規制改革会議の委員の同席や発言に関する姿勢は、規制改革会議のこういった明文化されたルールとして定まっているものなのか。要は、皆さんが利害関係者の場合は、通常の常識として、私に報告いただくとか、私に御相談いただいて、それで「ちょっとやめておいて」という話をするというやり方もあるかと思うのです。教えていただいた規制改革会議の運営の仕方は非常にまともな運営の仕方だと思うのですけれども、それは明文化された運営細則みたいなもので書かれているものなのかどうか。もしもお分かりになったら教えていただきたいと思えますし、分からなければ、事務局で調べて、今菅原委員から御指摘いただいたことを反映させるかどうかということをし御検討いただくことになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○菅原委員 私は、その対応で結構です。

直接の利害とまではいかななくても、関係者であるときに、会議冒頭でそうした説明がなされているところまでは知っていますが、細則等を書いてあるかは調べていただいたほうがいいかもしれません。

○中川座長 分かりました。

ありがとうございます。

すみません。勝手に言いましたけれども、事務局、そういう形でもよろしいですか。

○水野参事官 確認をさせていただきます。

○中川座長 ほかに、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

規制改革のほうもそうだと思いますし、サンドボックスのほうも多少整理していたようにも思いましたので、そのあたりを見ていただくといいかと思っております。規制改革推進会議の場合だと、確か運営規則に直接の利害関係を有する委員等について審議・議決への参加制限が規定されていたように思います。法令上の話としては会社法や、法令ではな

いですが、国家公務員倫理規程も参考にしてまとめていたように記憶しております。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングに関する運営細則につきまして、菅原委員から御指摘のあった、私どもワーキングの委員がヒアリングの中で利害関係を有する場合にどのような形で対応するのかという点につきましては、追って、事務局から、この運営細則の修正をしないかも含めて、修正をする場合には修正案を受けたいと思っております。その前提として、落合委員から情報提供がありました、規制改革会議等の他の会議の運営のルールにつきまして、事務局で調査いただいた上で、修正の有無、修正案を御検討いただければと思います。

今般の改正を通じて、提案者以外の者の同席や会議事務の効率化等を実現することで、より効率的・効果的な会議運営につながっていくものと期待したいと思います。

菅原委員が御指摘の点につきましては、改めて事務局から菅原委員にも御確認させていただきながら、皆さんの御関心でもありますので、ほかのワーキングの委員の先生方にも御確認いただきたいと思います。そういう御確認をさせていただいて、その後の軽微な修正があった場合には、私に御一任いただければと思っております。

そういうまとめ方で、よろしいでしょうか。何か御発言を求める方はいらっしゃいますか。

それでは、引き続き国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングを有意義なものとして進めることができますように、ワーキンググループ、事務局、共に取り組んでいきたいと思っております。皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

これをもちまして、国家戦略特区諮問会議とワーキンググループの連携に関しますワーキンググループヒアリングを終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。